

傍 聴 要 領

千葉市総合教育会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、先着順に行います。
- (2) 傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、受付時間終了後においても先着順で傍聴者を追加します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、市長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会議の支障となる行為はしないでください。

3 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。